

川島 浩平著

『都市コミュニティと階級・エスニシティ ポストン・バックベイ地区の形成と変容, 1850-1940』

横山 良\*

アメリカを表すキーワードをあげるとすれば、「巨大さ」、「多様性」、「移動性（モビリティ）」の三つであろう。それに移動に伴う「速さ」を付け加えれば四つになろう。これらのキーワードは、現代アメリカのみならず、歴史上のアメリカについてもあてはまる。アメリカの「巨大さ」も「多様性」も静止してはおらず、内実は常に激しく動き変化する「巨大さ」や「多様性」である。したがって、アメリカ史研究者たちは、自分が研究対象とする時代や地域のなかを人や物やお金や情報がたえず動いているのを目にする時、これらの動きをしっかりと見定めたいという誘惑にかられる。これは歴史研究者としては当然のことであろう。なぜなら、言うまでもなく、歴史学とは動き、すなわち変化を追跡し、その意味を問う科学であるからである。

しかし、このような当然の誘惑を覚えたとしても、実際にこのようなモビリティの実態を客観的に見定める作業は容易ではない。本書の著者のように広範に基礎資料を渉猟し、それらを丹念に分析すれば望はかなえられよう。しかし、そのためには膨大なエネルギーと時間と忍耐と、

おそらくは資金を必要とする。そのため、研究者たち（主として日本のアメリカ史研究者を念頭においている）は、ともすれば、そのような作業を回避し、新聞・雑誌、日記や旅行記などの記述的証言に依拠してことを済ましがちになる。ある種の「うしろめたさ」を覚えながら。

本書の著者、川島浩平氏はあえてこの困難な課題に「正面から」挑戦した。氏がこの課題に取り組めた背景には、氏がアメリカのモビリティ史研究の第一人者であるハワード・P・チョーダコフ教授のもとで研究できたこと、その背後にはさらに、アメリカのアメリカ史研究においては豊かなコミュニティ研究とモビリティ研究の蓄積があったこと、があげられる。周知のように、アメリカのアメリカ史研究においては、ターナーのフロンティア理論を検証すべく、農村コミュニティとその変化の実相を探った研究に事欠かない。この流れは1970年代以降の社会史研究の隆盛のなかでも受け継がれ、都市コミュニティとそのモビリティの研究に活かされることとなった。川島氏のこの研究成果もこのような大きな研究史の流れの中に位置付けられよう。

さて本書『都市コミュニティと階級・エスニシティ ポストン・バックベイ地区の形成と変容, 1850-1940』の主人公は二つある。一つは、長くボストンの高級住宅街であったバックベイと呼ばれる近隣住区（ネイバーフッド）であり、もう一つは、そこに住まうブラーミンと呼ばれた上流階級である。外界や他集団との接触の中で絶えず変化し続けるこの主人公としての空間と集団の織りなす世界が、豊富な挿入写真類の効果もあって、パノラマのように読者の眼前に展開される。しかも、この眺望は、ブルーブック、センサス、人名録類、課税関係資料のような住民に関する生データの分析（総サン

\*横山 良 (Ryo YOKOYAMA) : 神戸大学国際文化学部教授。京都大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。「ポピュリズムと土地問題—アメリカ・ポピュリズムの歴史的源泉—その①—」, 『近代』, 第90号, 2002年; 「ウィービー史学における民主主義論の展開」, 『アメリカ史評論』, 第20号, 2002年, など。yokoyama@kobe-u.ac.jp

プル数 5,587 名) をもとに、それを諸報告書、議会記録のような公式資料、書簡や新聞のような記述的史料と突き合わせるといふ気の遠くなるような作業によって支えられている。

それでは、本書の中で展開されるバックベイ地区という街とブラーミンという集団の織りなした世界とはどのようなものであったのか。本書の内容の紹介に移りたい。本書の構成は以下のようなものである。

序章	バックベイ地区とボストン・ブラーミン
第一章	黎明期のバックベイ地区
第二章	住宅街の発展と新旧両層の混交
第三章	旧家層と新興層の交流
第四章	エスニック・アイデンティティの意義と役割
終章	一つの時代の終焉
補遺	
あとがき	
参考文献	
索引	

序章においては、近隣住区としてのバックベイ地区と、そこに台頭し、「衰退」していった社会集団としてのボストン・ブラーミンの概要が紹介され、末尾では、本書の目的が、19 世紀後半から 20 世紀初頭をブラーミンの「衰退期」とする通説の再検討にあることが明記されている。また、この課題への接近方法として、都市史研究としての近隣住区史と社会史研究としての上流階級史を重ね合わせ、バックベイ地区住民の区分に際して、歴史的出自の差によって形成された「コホート・アイデンティティ」とエスニシティの差異にもとづく「エスニック・アイデンティティ」の二つを交差させることの意義が強調されている。なお、ブラーミンの定義については、アンテベラム期のボストンとその

近郊において政治、経済、文化面での傑出した「地位」を獲得した集団とされている。

第一章においては、19 世紀前半、高まる人口圧のもとでボストンでは、サウスエンドとバックベイという二つの土地開発計画が実行されたが、景気の動向、旧コミュニティとの位置関係、市と州それぞれの思惑、造成地購入者の意向などの諸要因が複雑に絡まりあって、バックベイはイギリス系有産者を中心にした高級住宅街に、サウスエンドはアイルランド系移民や労働者主体の賃貸住宅街へと分極化していった次第が述べられている。また、すでに開発のこの段階で、社会的・文化的な新参者も参画しており、後のブラーミンの階級的再編の種が蒔かれていたことが指摘されている。

第二章においては、南北戦争中からの急速な経済発展のなかで発展期を迎えたバックベイ地区において、コホート・アイデンティティを異にする旧家層と新興層が入り混じりあう様と、その中で両者の力関係の変化が跡付けられている。この間、地区の職業構造の中心が実業から専門職に転換するなかで、新興層が数では旧家層に拮抗し、財力においてはむしろ凌駕するようになったとされる。

第三章においては、19 世紀後半、ボストンにおいても著しい人口流入と人口増加が進み、バックベイ地区において旧家層と新興層の混交が進む中で、居住区、専門家組織（歴史協会、美術館、大学、医師会、弁護士会、州議会など）、社交クラブ、婚姻などの領域で、この二つの層が混在し、交流を深めていった次第が明らかにされている。こうして、ブラーミンにまつわる「排他性」のイメージは実証的に否定される。また、このような現象の背景として、人口移動の活発さ、職業構造の変化とともに、ハーバードを拠点に醸成されていた時代の革新的自由主義的理念が作用していた可能性が示唆されている。

第四章においては、前章で確認されたコホート・アイデンティティの開放性、柔軟性と対比的なエスニック・アイデンティティの閉鎖性、あるいはトランス・エスニックな交流の限界が論証されている。ボストンにおいては、1870年代から1890年代にかけて、イギリス系民主党員と台頭してきたアイルランド系有権者との間にトランス・エスニックな提携が成立し、市政を掌握した。このような現象の背景として、イギリス系とアイルランド系の間、「白人性」(ホワイトネス)を媒介にした連帯が想定されるが、筆者はこれを以下のように否定する。

まず、1890年代よりアイルランド系が人口の過半数を占めたボストン全体の動向とは裏腹に、バックベイ地区では、アイルランド系の増加は無きに等しい程度のものであり、また専門家組織やクラブへの所属や婚姻においても、アイルランド系とイギリス系との交流は極めて限定的であったことが明らかにされている。さらに、20世紀初頭以降、力をつけたアイルランド系の新世代のボスたちが、イギリス系との連携路線を放棄し、市政の独占を計ろうとするにおよんで、市政はエスニック集団による抗争の修羅場と化したとされる。実際、イギリス系は自らのアングロサクソン性を自明の前提としたうえで、アイルランド系を「人種」(race)、黒人を「皮膚の色」(color)が違うものとして自分たちと厳然と区別していたことが時代の証言を交えて明らかにされる。また、移民の流入やその力の増大を前にしたこのようなアングロ・エスニシティの強化が、他方では逆に、第三章で明らかにされたような、バックベイ地区における旧家層と新興層の混交と交流を促進する触媒となったとの仮説が提起されている。19世紀末からのレイシズムやネイティヴィズムの高揚という、一般に指摘されている現象を歴史の現場から論証するものであり、本書の白眉ともいえる章である。

終章は、20世紀初頭の30年間における高級住宅街としてのバックベイ地区の衰退を、郊外化の進展、街区の商業化、不動産価値の過剰評価、高層化制限の撤廃、アイルランド系のさらなる進出、建国期以来の高級住宅街ビーコンヒルの復興、住民の高齢化と、かつての革新の気風を失った保守化などから説明したものである。

補遺では、コホート・アイデンティティやエスニック・アイデンティティなどの定義方法や、ブルーブックをはじめとする諸資料の紹介と著者の使用法が記されている。

本書の大局的位置付けと意義については冒頭で述べたつもりである。以下、本書において筆者の掲げた課題に関わって若干の感想を述べてみたい。

本書の目的は筆者が序章で明言しているとおり、南北戦争後におけるブラーミン「衰退」説の再検討である。この点では、筆者は課題の半分は果たしたといえよう。紹介したとおり、南北戦争後、ブラーミンはコホート・アイデンティティを異にする新興層にも門戸を開き、柔軟に交流することによってむしろその最盛期を迎えることになった次第は見事に論証された。しかし、論証されたことは南北戦争後19世紀末にはブラーミンは衰退しはしなかったということだけである。この点、ブラーミンがいつ衰退したのか(あるいは今なお存続しているのか)について明示的指摘がないことは首をかしげざるをえない。本書のもう一つの主人公であるバックベイ地区が20世紀初頭の30年間に衰退したと明言されているだけに、その感をいっそう強くする。

次に、バックベイ地区住民の区別のために、コホート・アイデンティティとエスニック・アイデンティティの二つを交差させるという手法は、現在の研究水準では決して目新しいとはいえないが、前述したように強固なアングロ・コ

ンフォーミティの確認という確かな成果を生んでいる。この手法の信頼度を高めるものと言えよう。

ブラーミンという上流階級研究の意義について。アメリカにおいては、アメリカ的生活様式の体現者としての中産階級の研究は早くから盛んであったことは周知の事実である。1970年代からの社会史研究はその枠を広げ、労働者階級や様々な「無告の民」にまでその探求の手を伸ばした。しかし、おそらく筆者も意識していることであろうが、この研究の流れのなかでは、支配階級の実態も視野に入れて、社会の階級構造全体を捉えるという視点が弱かったことは否めない。もちろん、そのような視点からの上流階級研究は、古めかしいエリートの歴史とは本質的に異なり、社会史研究の手法を生かしたものであることは言うまでもない。その意味でも本書は、社会史研究の発展の流れの中に位置づけられる重要な成果と言えよう。

上のような意味での上流階級史研究が求められるものは、中産階級、労働者階級、無産階級など他の階級との関わり方の解明であろう。その点でも、本書第四章におけるイギリス系とアイ

ルランド系との関わり方の解明はたしかに意義を持つ。

しかし、19世紀後半から20世紀初頭のアメリカで、諸階級が交錯し、時に戦った大きな舞台の一つは政治の場ではなかったか？評者がこの労作に対して持つ最大の不満はこの点にある。たしかに、ボストン市政をめぐるイギリス系とアイルランド系の関わり方の説明、リベラル・レパブリカンやマッグワンプへの言及など政治史への顧慮は欠けてはいない。しかし、南北戦争後1920年代あたりまでのアメリカ政治史をめぐる見通しを、上流階級の「草の根」の政治活動や思想を絡めて提示して欲しかったといえ、ないものねだりであろうか？

本書の原型は、1992年ブラウン大学に提出された博士論文である。本書は、また、今年、若手アメリカ研究者に授与されるアメリカ学会清水博賞を受賞した。日本のアメリカ研究がアメリカのアメリカ研究に肩を並べる域にまで達したことを実感させられる一書である。

〔御茶の水書房・2002年・250頁〕

## 書評

小林 健一著

『アメリカの電力自由化』

大島 堅一\*

\*大島 堅一 (Kenichi OSHIMA) : 立命館大学国際関係学部助教授。一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得。『アジア環境白書 2003/04』(共編著) 東洋経済新報社, 2003年; 『越境する資源環境問題』(共著) 日本評論社, 2002年; 『2010年地球温暖化防止シナリオ』(共著), 実教出版, 2000年など。

k-oshima@cj8.so-net.ne.jp

104

電気は、基本的に貯蔵できず、生産されると同時に消費される。それゆえ、最大電力をみただけの設備容量(発電能力)を保たなければ電力需要を満たせず、系統が非常に不安定になり、停電が起こる。また、石炭や石油等の他のエネルギーが光、熱、動力など特定の用途にしか使えないのに対し、電気を用いれば、光、熱、動力に加え、コンピューターをはじめとする電化製品を動かすことができる。IT化がますます進行している現在、電力は現代文明にとって欠

かすことのできないものとなっている。

電気を供給するのが電力産業である。電力産業は、火力発電所や水力発電所などで行われる「発電」、発電所から消費者へ電力を送る「送電」、さらに消費者への小売り（「配電」という3つの事業によってなっている。日本では、近年一部自由化がされているものの、東京電力、関西電力など電力9社が地域独占を形成し、発電、送電、配電を一手に引き受けて事業を行ってきた。アメリカでは日本のような異常な形をとる地域独占はないが、アメリカにおいても、従来、少数の電力会社が発電、送電、配電を一貫して行い、長く市場を支配してきた。

近年、こうした電力産業に対し、2つの方向から改革が求められるようになってきている。

第1は、電力の安定供給を満たすために規制をうけながらも、それゆえに保護されてきた電力事業に対して、自由競争原理を導入しようという電力自由化の動きである。このことによって、電力産業における効率性を向上させ、価格を下げるのが目的である。

電力自由化にあたって重要な論点は、電力会社の市場支配力をどのようにとらえ、どのように完全自由化の道をたどるのか、発電、送電、配電のどの部分を自由化するかである。決定的に重要なのは、電力会社が所有する送電網を電力会社以外の発電事業者に対して公平に開放することである。電力会社に有利に送電価格（託送料金）が設定されてしまえば、新規の電気事業者が従来からの電力会社に比して価格競争力をもてない。したがって電力会社から送電部門を切り離す必要がある。

また、原子力発電の取扱いも重要である。従来、原子力発電は経済的に有利とされ大増設されてきたが、アメリカ国内ではすでに原子力発電は電力自由化の下では価格競争力がない。周知のように、原子力発電に伴う廃炉費用、放射

性廃棄物処理費用は莫大で、電力自由化の中にあっては回収不能とされている。これをどのように扱うのかは大きな論点である。仮に費用のすべてを電力会社に負担させれば、原子力発電をもつ電力会社の経営が立ち行かなくなる可能性もある。電力自由化を進める際、原子力発電の「回収不能費用」を回収し、電力事業そのものが崩壊しないように制度設計する必要がある。

第2は、環境保護の立場からの要請である。電力は、石油や石炭等の化石資源を大量に消費し電気を生み出すエネルギー転換部門である。その結果、二酸化炭素を大量に排出する。温暖化対策を進めるにあたっては、発電効率を向上させる方法と、化石燃料とは別の風力や太陽光等を利用した発電方法へと転換する方法とがある。今後技術革新が進むと予想されているものの、現段階では化石燃料に比して価格的に不利な再生可能エネルギーを普及させるためのメカニズムをどのように設計すべきかが問われている。

アメリカでは、州によって違いはあるが、おおよそこの2つの要請にそって電力産業をコントロールし、同時に安定供給も満たすための政策が実行され、政策的経験が蓄積されてきた。歴史的には、1978年に成立した公共事業規制政策法(PURPA)によって発電部門が一部自由化された後、1992年のエネルギー政策法と1996年の連邦エネルギー規制委員会(FERC)の送電線開放命令(FERC888号命令)によって卸売り電力から小売り電力にいたるまで自由化された。

本書は、アメリカの一連の電力自由化政策を歴史的な文脈の中で整理し、政策の実施によって得られた結果を詳しく分析している。

本書の構成は、序章「本書の課題」、第1章「公益事業規制政策法の成立」、第2章「カリフォルニア州の分散型電源育成」、第3章「エ

エネルギー政策法と送電線開放命令」, 第4章「カリフォルニア州の規制緩和・再編成法」, 第5章「カリフォルニア州の競争移行期と電力危機」, 第6章「北東部諸州の自由化」, 第7章「小型ガス発電とクリーン・エネルギー」, 補論「電力産業の環境規制改革」, 終章「日本の電力自由化の問題点」となっている。対象となる政策課題を整理したうえで分析が進められており, 大変わかりやすい。電力事業特有の用語が多用されているが, 叙述にしたがって丁寧に読めば, アメリカの電力自由化政策の位置づけと内容を十分に把握できるだろう。

本書の内容は多岐にわたるが, その核心部分は, 発電, 送電の分離を行った1992年のエネルギー政策法, 1996年の送電線開放命令の政策分析にある。第3章以降, 本書の大半がこのことに費やされている。特に注目すべきは, 連邦レベルの法律や制度に基づいて, アメリカ全土で電力自由化が推進されてきたにもかかわらず, 州によって電力自由化に伴う影響が異なるという点である。本書で詳述されているカリフォルニア州とペンシルヴェニア州の電力自由化のあり方の違いは大変興味深い。本書の内容をこの点に限ってやや詳しく紹介しよう。

本書によれば, カリフォルニア州では2001年までの競争移行期における仕組みは次のように設定されていた。まず, 電力会社の送電部門は, 電力の完全自由化にむけた移行段階で電力会社から切り離し, 新たに創設された独立送電機構の管理下におく。電力会社と新規参入者は等しくこの送電システムを利用する。電力会社の発電部門については, 火力発電所の少なくとも50%を市場で売却するよう命じられた。従来の電力会社と新規の発電事業者は, 電力会社の配電部門と電力小売りを新規に行う事業者(「電力サービス・プロバイダー」)をめぐって競争する。市場支配力を抑えるため, 電力会社

の配電部門は, 移行期間中, 相対取引や先物取引などが禁じられ, 電力取引所のみから電力を調達する。電力取引所には電力引き渡し1日前に売買契約が結ばれるデリアヘッド市場に加え, ここで電力需要が満たされない場合のためのリアルタイム市場が設けられる。デリアヘッド市場で電力が調達できない場合も, 最終的にはこのリアルタイム市場を通じて電力が調達される。安定供給や電圧維持のための余剰発電能力は独立配電機構が調達する。最終消費者の支払う小売り電力料金は, 1996年1月の水準に凍結・固定され, 競争によって下がる卸売り電力価格とこの小売り電力料金との差額によって, 原子力発電に関する費用等の「回収不能費用」を回収する。

これらがカリフォルニア州の電力自由化にいたる移行期の措置である。カリフォルニア州では, これらの措置を通じて電力産業に競争をもたらすと同時に, 「回収不能費用」の回収がなされるものとみられていた。

ところがこのカリフォルニア州の電力自由化には根本的な欠陥があった。小売り価格が固定されているため小売市場では競争がおこらなかった。卸売り電力市場では, 電力が不足し, 卸売り電力価格が高騰し, 電力会社が経営破綻に陥った。基本的原因は市場ルールそのものにある。電力会社の発電, 配電部門のすべての取引を電力取引所(スポット市場)に制限したため, 先物取引などの長期取引ができず, 余剰施設を確保するインセンティブが働かなかったのである。また, 発電部門の売却を強制されていたことも, 電力会社の配電部門が価格高騰の影響を回避できない条件をつくりだした。

カリフォルニア州の電力自由化政策の失敗は悲劇的な結末によって明らかになった。電力事業にあまり関心のない読者にとっても, 2000年にカリフォルニア州をおそった大停電は記憶

に新しいであろう。2000年11月には、ピーク時の電力需要がみたされない危険性が高まる中、発電事業者が価格高騰を狙って意図的に発電停止を行い、デミアヘッド市場に電力を供給しなくなった。その結果、電力会社が経営破綻に陥った。電力会社は市場で電力を調達せざるをえなかったが、他方で小売り価格が固定化されているため、卸売り電力価格の高騰によって巨額の「逆ざや」が発生したのである。

以上が本書で述べられているカリフォルニア州の電力自由化の失敗の構造である。日本では、エンロン等による卸売り価格つり上げがカリフォルニア大停電を導いたとしばしば紹介され、電力自由化はそもそも電力の安定供給を阻害するものであると主張される。もちろん企業の投機的な行動が電力価格の高騰をもたらしたのは事実であるが、むしろこうした企業行動を導くような電力市場の制度設計にこそ本質的な原因があったといえよう。

電力自由化にあたって成功した事例はアメリカに存在する。本書で取り上げられているペンシルヴェニア州では、カリフォルニア州とは異なり、電力不足に陥らなかった。ペンシルヴェニア州では、既存電力会社の発電所の分離・売却を強制せず、このことによって自社内調達による安定調達ができるようにした。卸売りにおいては、スポット市場に偏らず、自社内取引、先渡し、先物を含む相対取引を電力会社の発電所と配電部門にみとめられた。また、すべての電力小売業者に対して、ピーク時に必要とされる余剰発電能力確保を義務づけ、発電能力市場を整備した。これらの措置によって、電力価格の高騰を予防するとともに、電力会社に対して発電施設への投資インセンティブを与え、電力の安定供給を確保したのである。

本書は、ここで簡単に紹介した、カリフォルニア州とペンシルヴェニア州の電力自由化政策

がもたらした異なる結果とその原因が詳しく明らかにされており、大変価値がある。

他方で、カリフォルニア州の制度がクリーン・エネルギーを拡大させる制度を包んでいた点にも本書は注目している。カリフォルニア州は、制度設計に失敗したために電力自由化を暴走させてしまったのであるが、暴走した電力自由化の中にあっても「クリーン・エネルギー」の拡大については成功したのである。その基本的要因は、カリフォルニア州においては、クリーンエネルギーの消費者に対して1kWh当たり1.5セントを上限にクリーン・エネルギー消費者クレジット(控除)をあたえたことにある。これにより、クリーン・エネルギーは従来の電力よりも安い価格で提供され、急激に増大したと本書は述べている。

電力自由化にあたってカリフォルニアとペンシルヴェニアの経験から教訓を導き出すことは、日本の電力自由化を進める上でも極めて重要である。日本の電力産業は、第二次世界大戦以前につくられた電力独占の状態が基本的に今も生きているという異常な状態にある。日本においてこそ、発電、小売り部門の両方において、自由化が必要である。カリフォルニア州の事例は、しばしば電力自由化そのものの失敗として取り上げられる。そうした中、アメリカの電力自由化の動きを的確に分析し、電力自由化を成功に導くための方策を示唆した本書は時宜にかなったものと大いに評価できる。

本書では第7章の後半部分で、ブッシュ政権の電力政策についても若干の叙述がある。アメリカの電力自由化はクリントン政権の中でクリーン・エネルギーの拡大もあわせて進められてきたものであった。これに対し、ブッシュ政権のうちだしているエネルギー政策では、化石燃料と原子力の競争力の強化に重点が置かれ、エネルギー効率の向上やクリーン・エネルギーの

育成という課題が軽視される傾向にあると指摘されている。ただし、ブッシュ政権が本格的にエネルギー政策を実施するのは本書が執筆されて以降のことである。アメリカのエネルギー政策の動きは、とりわけ世界の気候変動対策に大きな影響を与える。今後、著者によって本格的な政策評価が行われることを期待したい。

ここで本書についてあえて若干の問題点を指摘するとすれば、専門書であるがゆえに、電気事業に通じていない読者にとっては理解しづらい個所がいくつか見られた。特に電力市場に関する説明については、概念図を適宜挿入した方が一般の読者の理解が進むように思われる。電力自由化は日本社会にとっても極めて重要な政策課題であるだけに、今後の政策分析においてはこの点での改善がなされるほうがよいだろう。

ただし、この点は本書の内容の的確さをいささかも減ずるわけではない。本書が明らかにしたアメリカの電力自由化の到達点は、日本で進

められようとしている電力自由化にぜひとも活かされるべきである。送電部門を電力会社から切り離し、中立化させることが電力自由化を実質的なものにするかしないかの分かれ目であるにもかかわらず、日本においては依然として送電部門が電力会社から分離されていない。ペンシルヴェニア州の事例にみられるように、適切な市場ルールが設定されれば、エネルギーの安定供給を確保しながら電力自由化を行うことができる。異常な独占体制のもとで原子力開発が継続して実施され、その弊害が顕著になっている日本にこそ、適切な電力自由化が必要である。本書が、経済学の専門家のみならず、電力事業にかかわる実務家、政策決定者、さらには環境保護団体を含む市民の間でも広く読まれることを強く望む。

〔日本経済評論社・2002年・x+268頁〕

## 書評

マシュー・ジョセフソン著  
牧田陽一訳

『シドニー・ヒルマン（上・下）』

竹田 有\*

本書は Mathew Josephson, *Sidney Hillman: Statesman of American Labor*, Doubleday & Company Inc., 1952 の全訳で、

\*竹田 有 (Yu TAKEDA) : 奈良教育大学教育学部教授。京都大学大学院文学研究科修了。「雇われること、自立すること」有賀・油井編『アメリカの歴史』有斐閣アルマ, 2003年; 「ニューディール労資関係の終焉」『アメリカ史評論』第16号, 1998年など。  
takeda@nara-edu.ac.jp

108

二段組み、上下巻合わせて730ページをこえるボリュームである。訳者の牧田陽一氏はアカデミズムの中に身を置かず、大学卒業とともに労働金庫に長く勤務され、退職後にこの訳業に着手されたとのことである。これほどの大部のものを訳出されたご苦労とその情熱に深く敬意を表したい。

1

簡単に内容をまとめておこう。上巻では、紳士服産業においてアメリカ合同衣服労働組合 (Amalgamated Clothing Workers of America, ACW と略記) を最強の産業別組合に育て上げたヒルマンの奮戦ぶりが描かれてい

る。1887年リトアニアに生れたヒルマンは、1905年の革命闘争に敗れて亡命を余儀なくされ、1907年、20歳の時にアメリカにやって来た。1909年シカゴにあるハート・シャフナー & マークス社 (HSM 社と略記) で裁断工見習として働くことになったが、職長による専制的な管理が行われ、理由もなく解雇される恐怖感があったという。AFL加盟の統一衣服労組という組合が存在はしていたが、裁断工など熟練工中心の組織であり、近年渡来したヒルマンのようなユダヤ人やイタリア人の職工には好意的ではなかった。1910年に勃発した衣服職工のゼネストで頭角を現したヒルマンは、ハル・ハウスのジェイン・アダムスや婦人労働組合連盟のリベラル派(革新主義的改革派)の応援を受け、徹底抗戦を叫ぶ「狂信的」IWWに対抗しつつ、開明的資本家シャフナーの有和的態度に応じてストライキ収拾を図った。ロシアでの行動とは異なって、ヒルマンは穏健派としてアメリカ労働運動での最初の役割を演じたのである。HSM社との協約によって発足した仲裁委員会を通じて、彼と経営側を代表する労務担当マネージャーとは専制的労務管理を改善し、仲裁委員会の公正議長(中立的第三者)の任命ならびに労使対等の実務的調整委員会の設置によって労働者の苦情と職長の訴えを迅速に処理し、ストライキを予防し、労使協力と平和的団体交渉を定着させていった。

さらにヒルマンらは、統一衣服労組執行部の排他的で敗北主義的な方針に反対する進歩派勢力を糾合して分離独立し、14年末ACWを結成した。ヒルマン委員長はHSM社での仲裁制度を全国に拡大したいと希望し、衣服業者が恐れることは何もなく、「このやり方の利点を一度経験したら、その良さが分かるであろう」と語った(p.118)。従って、1916年におけるHSM社との協約更新では好戦的気配はみじんも無く、

また、もっと有利な条件を獲得できたのではないかと考えた組合員に対してヒルマンは、労働組合と友好的協約を結んでいる会社が、組合を否定する企業との競争において不利にならないように配慮しなければならないと主張した。

第一次大戦時にACWはロチェスター、ニューヨーク、シカゴで足場を築き、19年には労使協力の仲裁制度を全国の主要衣服市場に拡大した。わずか2万5千名の職工を組織して誕生したACWは、4年後には17万5千名を組織する最大級の組合となり、全紳士服産業の85%を組織し、職工の賃金は最近5年間に平均75%増加した。統一労組とAFLに「見下された移民たち」が最も重要な産業の一つで高い生活水準を獲得したのである。また、ヒルマンは、労働者が求めているのは単に賃上げとか労働時間短縮ではなくて「産業運営にたいする発言権」であり、「わたしたちが協力しているのに、あなたの方が効率的に経営できないのなら、わたしたちが代わって経営をいたしましょう。多分、私たちがあなた方より下手ではないでしょう」とさえ主張した(pp.206-07)。

混沌とした衣服産業を安定させるためには、統一賃金表と標準作業仕様、つまり「均一化された労働コスト」を確立する必要があると考えたヒルマンは、作業分析・時間計測による標準的な作業とスピードの設定という科学的管理(テイラー主義)による生産性向上を、民主的統制、即ち、組合による統制の下に置かれる限りにおいて、強く支持した。ただし、社会主義的傾向が強く、時間払い賃金制の下にあったニューヨーク市場では、出来高払い制や「生産高基準と組み合わせた時間払い制」の折衷案にも反発が強かった。このため第一次大戦直後、出来高払い制を要求するニューヨーク衣服製造業者協会によるロックアウトでACWは存亡をかけた長期の闘争を余儀なくされたが、結局はヒ

ルマンが受け入れるべきだと主張していた生産高基準制度を受け入れていった。

ACWは、1920年代に他の組合が著しく弱体化する中で、その活動を新しい方向へと発展させ、進歩的活動のための「学校」としての役割をになった。ニュー・ユニオンズと呼ばれる所以である。すなわち、同組合は労使折半の失業保険制度を導入しただけでなく、生産管理とそれに付随する社会的、経済的責任を労働者が引き受けられるように訓練する目的で協同組合事業を实践し、銀行、食料品販売、衣服製造、住宅建設の分野に進出していった。

ACWの「究極の目標」は社会を民主的社会主义制度に平和的に転換することであったが(p.224)、ヒルマンはあくまでも現実主義者であった。共産主義者や社会主義者が、自分たちの組合を破壊の危険にさらしてまで、20年か50年先に実現するかどうか分からない社会革命がどんな種類のものになるのかをめぐって狂信者みたいに言い争っているのは馬鹿げている、と語った。「階級協調」という批判に対しヒルマンは、会社といかなる協力をも忌避する政策では、「組合がストライキに勝つには勝っても、その後で、職工たちがその会社自体を失ってしまう」ことになると反論した(p.345)。ともかくACWは、衣服産業において「パートナー」としての地位を確立し、事実上「工場を運営し」、「衣服産業をかなりなところまで『支配』していた」のである(pp.341, 344)。

## 2

続いて、下巻では、ローズヴェルト大統領との深いつながりをてこにして、ニューディール改革を支えたヒルマンの活躍が活写されている。29年恐慌に直面したヒルマンは、私企業の先導力が欠如している状態では全国規模の政府統制が唯一の脱出策であると主張し、NIRAを予

示するような国家復興計画を考えた。33年3月初めてローズヴェルトに会ったときから、「ローズヴェルトに魂を奪われるほど夢中になった」ヒルマンは、NIRAの労働諸規定の具体化に参画し、ヒュー・ジョンソンの連邦復興局の労働諮問委員として、また衣服産業規約制定委員として決定的影響力を行使した。ジョンソン辞任後の復興局の指揮をとる連邦産業復興委員会(NIRB)に労働界代表として唯一人ヒルマンが選ばれたのはローズヴェルトのひいきによったが、ヒルマンはこの間グリーンAFL会長と衝突し、ジョン・ルイス統一炭鉱労組委員長と手を組んでCIOを組織することになる。

ヒルマンらは36年のローズヴェルト再選運動に全力を注いで地すべりの勝利を得たが、ルイスとローズヴェルトとの間で緊張が高まり、ヒルマンはローズヴェルトの「最高労働顧問」という評判を得た。ヒルマンは最低賃金と最長労働時間を定める公正労働基準法成立(38年6月)のために心血をそそぎ、他方で繊維労働者の組織化委員会の議長として指揮をとり、統一自動車労組での内部抗争の解決にも関与した。しかしながら、彼とルイスとの間には緊張関係が生じ始めた。「優しい暴君」のルイスがローズヴェルトとの対決姿勢を強める中で、ヒルマンは大統領との緊密な関係が労働者の利益を実現していく最善の道であり、また労働界と政界で自らの立場を強化する道であると考えたからである。40年の選挙でローズヴェルトが再選されたが、もしそうならばCIO会長職を退くと約束していたルイスにヒルマンが引導をわたし、彼は「全盛期のルイスの権力に挑戦して勝った、労働界唯一の男」となった。

他方、国防諮問委員会(NDAC)の委員にローズヴェルトの好意で任命された(40年5月)ヒルマンは、国防契約の中に労働法遵守条項を入れて現行労働基準の維持に努力し、軍部や大

企業、議会から抵抗と反対を招いた。諮問委員会が廃止されて生産管理本部 (OPM) が設置されると、ヒルマンは GM 会長ヌドスンと対等の権限をもつ「共同長官」に任命され (40 年末)、彼の立場は大いに強化された。しかしながら、生産管理本部が 42 年初め戦時生産委員会 (WPB) に衣替えされた際、実業界や労働界、議会に敵を作って「なにかと物議をかもす」ヒルマンは、戦時人的資源委員会 (WMC) からはずされ、ローズヴェルトと「一心同体」と思っていたヒルマンはこの仕打ちに非常なショックを受けた。

しかし、CIO の政治活動委員会 (PAC) の結成で 2 年ぶりに CIO の指導的地位に復帰し、下院非米活動委員会の攻撃を乗り切ったヒルマンは、台頭しつつある反動的潮流を押戻すためにはローズヴェルトの再選が不可欠と考えた。44 年の選挙戦でヒルマンは、副大統領候補としてヘンリー・ウォーリスを支持していた CIO が、ウォーリス指名が無い場合には、トルーマンに反対しないように最善を尽くすという合意をローズヴェルトと交わし、彼のきわどい勝利に多大の貢献をした。副大統領候補決定について「シドニーの諒解を得ておけ」と民主党指導者たちに念を押したというローズヴェルトの科白が流布され、ヒルマンは「労働者を代表する最高の政治家」として評価された。また、彼は、AFL に対抗して国際舞台にも登場し、世界労働組合会議 (WFTU) に国連から準公式の承認を獲得したが、1946 年 7 月 59 歳で他界した。

### 3

アナキーと混沌が支配する紳士服産業において、組合権力の樹立を通じて安定と秩序をもたらしていく現実主義者ヒルマンの活躍とその手法は大変興味深い。安定と秩序をもたらしたのは、衣服業者ではなく労働組合、ヒルマンの

ACW なのである。ただし、特に上巻での記述はやや平板で、冗長でもあるし、分析に深みが欠ける部分がある。たとえば、労使協力と平和的仲裁制度がなぜ ACW による「事実上の工場運営」と「産業支配」につながったのか、明解な説明はない。また、そもそも ACW による「事実上の工場運営」なり衣服産業の「支配」の内実がいかなるものであったのか、突っ込んだ分析はなされていない<sup>1)</sup>。

ニューディールの時代に、著者は「長期的な計画や独自の考え方をまったくもっていなかった」ルイスを「盲目の巨人」と呼び、現状分析に優れ、洞察力に富む、「労働者を代表する最高の政治家」ヒルマンと比較している。しかし、本書の最大の欠点は著者がヒルマンに全く無批判であり、彼を決して過ちをおかさなない、完全な人間として描いている点である。ヒルマンにこれほど無批判でありえるような著者が描く、ルイス像は果たして信頼できるものであろうか。ルイスの孤立主義的、自立的な姿勢は、CIO メンバーの参戦反対という気持ちを代弁し、国防プログラムが血を流して労働者が勝ち取った権利や労働基準を反故にしてしまうのではないかという組合員の危惧 (事実、フォード社などは労働法を無視しつつ、政府契約を結んで戦時利得を稼いでいた) をかなりな程度表現していたのではないのか。また、37 年以降 CIO 運動に冷淡となり、右傾化してゆくローズヴェルトと民主党にただただ一体化しようとするヒルマンの方針は、結局は「不毛の結婚」ではなかったのか。ヒルマンが、ローズヴェルトによって 42 年に戦時人的資源委員会からはずされて「用済みだよ」と嘆いた時、ルイスと同様彼も孤立し、政治的に無力となったのではないのか。史家フ

<sup>1)</sup> この点については、拙稿「産業民主制、科学的管理、ワーカーズ・コントロール—アメリカ合同衣服労働組合 (ACW) の場合—」『史林』80 巻 3 号、1997 年を参照されたし。

レーザーは、「政策に影響を及ぼすヒルマンの実際の権限は、彼の公的地位と名声の上昇と反比例して、衰退した」と評価している<sup>2)</sup>。もっとも、それではヒルマン（そしてルイス）路線のオールタナティヴは現実的にありえたのか、という問いかけもまた有効であり、ヒルマンのディレンマは民主と共和の二大政党制の下にあるアメリカ労働運動のディレンマでもある。最後に、なぜ半世紀前の本書を、今、訳出す

るのかという点はやはり指摘しておかなければならない。もしヒルマンや合同衣服労組に関心をもつならば、Steven Fraser, *Labor Will Rule: Sidney Hillman and the Rise of American Labor*, Free Press, 1991 を併せ読むべきであろう。

〔第一書林・2002年・363頁・  
367+4+31頁〕

---

<sup>2)</sup> Steven Fraser, "Sidney Hillman: Labor's Machiavelli," in Dubofsky and Van Tine, *Labor Leaders in America*, U. of Illinois Pr., 1987, chapter 9, p.223.